

《住所・氏名は非開示申請に基づく》

婚姻の平等に関する陳情

住 所

代表者氏名

ほか5名

連絡先の電話番号

立川市議会議長 福島正美 様

1. 陳情の要旨

立川市議会として、国に現行民法の改正を求める意見書を提出することを求めます。

2. 陳情の理由

この陳情は、「結婚は、人間として一緒にいたいと思った人と一緒にいるための制度のはずだ」「結婚したい人ができない社会は変だと思う」「苦しんでいる当事者を見て、少しでも早く制度を作りたい」という青年の率直な思いから要望するものです。

性の多様性を尊重する方向へ急速に動いている世論と、現行民法の違憲判決を鑑み、国も議論を進めることが求められていると考えます。

憲法を守り活かす立場で、以下の3点の理由から要望します。

第一に、結婚相手を決めるという個人同士の選択は「すべて国民は、個人として尊重される」と位置付けた憲法13条によって保障されるべきものです。24条第1項には「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」とあることを考慮すれば、個人の選択を妨げている今の制度には改善が必要です。

よって、異性であるか同性であるかにかかわらず婚姻できる、個人の選択を保障する制度へと議論を進めることを求めます。

第二に、多様性を認める制度は、憲法14条「すべての国民が法の下で平等である」のもとに必要なからです。

男女しか結婚できない現行の民法は、それ以外のセクシュアリティを認めないという差別を含みます。使いたい人が使うことができないという事実だけでも、制度自体が不平等かつ不備があるのは明らかです。

性自認や性的指向をカミングアウトする人が増え、世論は性の多様性を広く認識しています。同性婚が認められれば、多様な性を尊重し合うこうした認識が広まり、差別がなくなることにつながります。

第三に、幸福追求権を示す憲法 13 条に照らしても、より多くの人に権利を保障する方向へと議論すべきだからです。

2024 年の札幌地裁では、現行民法は 13 条に照らして違憲という判決とともに、人と人との自由な結びつきとしての婚姻も含むという見解が出されました。婚姻形態を異性愛に限定せず、より幅広いパートナーシップに権利を保障できるよう、具体化する議論が待たれています。

一方で、婚姻の平等を求める運動は「少子化になる」「家族が壊れる」という立場から反対されることがあります。

しかし、少子化と婚姻の権利の保障は全く別の問題です。少子化の原因が長時間労働とそれに見合わない低賃金、貧弱な社会保障、高い学費であることは、多くの夫婦が理想の子ども数をもたない理由として「子育てにお金がかかりすぎるから」を挙げていることから、明らかです。

また、民法改正によって起こるのは、選択肢が増えるということだけです。権利が制限されてきた人に対する保障です。今までの制度を問題なく使っていた人の権利が新たに制限されることはありません。

実際に、2024 年の東京高裁の判決でも、子を産むことが婚姻の目的ではないこと、同性同士でも子を養育していることが明らかにされています。

立川市にも、人権を保障する憲法の立場で市民の声に向き合うことを求めます。

令和 7 年 2 月 5 日